

公益財団法人瑞鳳殿 写真等撮影及び映像データ借用ガイドライン

事業者等の方々が、その目的にかかわらず、瑞鳳殿の写真又は動画を撮影しようとする場合及び瑞鳳殿が所有しホームページ等で公開する映像データの借用希望する場合には予め公益財団法人瑞鳳殿（以下「財団」といいます。）の許可を受ける必要があります。

このガイドラインは許可に必要な手続きをお知らせするものです。

1. 許可手順等

- ① 許可を受けようとする場合には、別記様式を使用して電子メールで財団に申請してください。（写真や動画の撮影の場合は撮影希望日の7日前までに申請してください。）
- ② 財団は、申請受理後、申請内容を確認のうえ電子メールで許可書を申請者に送付します。（撮影の場合は希望日の3日前までに送付します。映像データの借用の場合は合わせてデータも送付します。）
- ③ 電子メールでの申請及び許可は、公印等を押印した申請書を PDF ファイルとしたもので差し支えありません。ただし、これにより難しい場合は、公印等を押印した申請書を郵送してください。
- ④ 以前財団から借用した映像データを使用した出版物を再発行しようとする場合又は借用したデータを使用して新たな出版物を発行しようとする場合は、改めて許可が必要となります。

2. 順守事項

① 共通事項

- イ) 掲載する画像周辺に「写真提供：公益財団法人瑞鳳殿」又は「瑞鳳殿の協力の旨」を表示していただきます。
- ロ) 撮影又借用映像データを利用した完成媒体のサンプルを財団に寄贈していただきます。ただし、ホームページ等への掲載の場合は、掲載開始日及びそのアドレス等を財団に通知してください。（個人や集合写真の撮影の場合は、寄贈いただく必要はありません。）

② 写真や動画の撮影

- イ) 観覧者の人権及びプライバシーを侵害しないように注意してください。ただし、予め観覧者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ロ) 観覧者の見学を妨害したり、大声を出して威嚇しないように注意してください。

③ 映像データの借用

- イ) 事業者等は、映像データをそのまま又は加工して使用することができます。ただし、加工する場合はあらかじめ許可を得る必要があります。
- ロ) 貸し出した映像データを複製して、販売、頒布、賃貸、貸与又は画像・動画サイトに掲載することを禁止致します。
- ハ) 掲載する画像を特定の商品等と組み合わせ、財団の推奨を受けていると誤解を与えるような使用は禁止致します。
- ニ) 財団は、貸与した映像データの著作権を有しており、利用を許可した場合でも、著作権を放棄するものではありません。

3. 使用料等

- ① 次の各号に該当し瑞鳳殿の紹介を目的とする場合は使用料を徴収いたしません。
 - イ) 雑誌、機関紙、新聞、書籍その他出版物に掲載する場合
 - ロ) 自社商品を紹介する場合を除き、ホームページへの掲載やSNSへ投稿する場合
 - ハ) コマーシャルその他特定商品の広告を除き、テレビで放映する場合

二) 理事長が公益性等があると認めた場合。

- ② 特定の団体から委託された事業者等が、当該団体に同行して集合写真を撮影する場合は使用料を徴収いたしません。
- ③ 次の各項に該当する場合、目的にかかわらず使用料を徴収いたします。
 - イ) 事業者等が、不特定の個人または団体の写真等を撮影して販売する場合。1日2,000円
 - ロ) 瑞鳳殿の紹介がある場合でも、撮影した写真等又は借用した影像データを、自社製品の広報を主目的とした印刷物、ホームページへの掲載又はSNSへ投稿する場合。5,000円
 - ハ) 事業者等が参加者を募集する有料企画商品の一構成要素として、参加者の写真等の撮影する場合。参加者1組当たり10,000円(参加者の観覧料を含みます。)
- 二) 撮影で得られたデータを、有料で販売する画像・動画の素材サイトその他に掲載もしくは自ら販売する場合。この場合、財団との間で、別途販売等の覚書を締結させていただきます。
5,000円

4. その他

- ① 個人がSNSへの投稿など自己利用目的で写真等の撮影する場合はこのガイドラインは適用いたしません。
- ② このガイドラインまたは許可書掲載事項に違反した場合には、財団はいつでも撮影や影像データの使用を差止めできるものとします。また、次回以降の許可に際してはお断りする場合があります。